

日本紡績業厚生年金基金について

1. 解散に至る経緯

- 日本紡績業厚生年金基金は、昭和 43 年に日本紡績協会を設立母体として設立された。加入員数の減少による不足金が毎年発生し、これを利差益によりカバーするという状態が続いていたが、平成に入って運用利回りが低下し、平成 5 年 4 月以降、掛金率の急激かつ継続的な引上げが必要となり、運営困難な状況に陥った。

		昭和 45 年 3 月末		平成 6 年 3 月末	
・ 加入員数		28,733 人	→	2,214 人	
・ 受給者数		267 人	→	4,416 人	
		平成 5 年 4 月		平成 6 年 4 月	
・ 掛金率	38‰	→	46‰	→	51‰
		(8‰上昇)		(5‰上昇)	

- 当該基金においては、基金の解散問題に関する対策委員会及び社長会を開催して検討が行われ、最低責任準備金不足額の全額を一時金で拠出し解散することとし、平成 6 年 10 月 6 日の代議員会において不足金を事業主から徴収するための規約改正及び解散を出席代議員の全会一致で議決した。
- 代議員会での議決を受け、基金は各事業主に対し、解散時における最低責任準備金不足額 13 億円 4 百万円の徴収を行った。(指定期限までに納付のなかった事業所に対しては滞納処分を実行)
- 以上の状況の中で、基金は 10 月 28 日に解散の認可申請書を大阪府に提出、10 月 31 日厚生省において受理。基金の現状及び将来見通しからみて、もはや基金存続は不可能と判断し、11 月 16 日付で解散の認可を行った。

2. 日本紡績業厚生年金基金の解散に係る訴訟について

(1) 事案概要

平成6年11月に解散した日本紡績業厚生年金基金の元設立事業所が、解散時に多額の負担金支払いを余儀なくされたのは同基金の元理事長及び常務理事が損害の軽微なうちに代議員会などに解散を促す義務を怠ったためだとして、元理事長らに約6400万円の損害賠償を求めたもの。

(2) 判決概要

大阪地方裁判所堺支部平成10年6月17日判決（訴訟提起：平成7年5月）
原告敗訴（控訴せず確定）

(3) 具体的内容

（主な争点）

- ① 原告と被告との間に委任又は委任類似の関係があるか
- ② 被告の行為が債務不履行又は不法行為に当たるか
- ③ 国家賠償法が適用されるか
- ④ 被告の個人責任の有無
- ⑤ 原告の損害額

（判決内容）

- ・ 基金の個々の構成員である設立事業所と、基金の業務執行機関である理事長及び常務理事との間に、直接委任又は委任類似の関係が存在することを認めるべき根拠はない。(①)
- ・ 原告と被告との間に直接の契約関係を認めることが出来ないため、その存在を前提とする債務不履行に基づく請求は理由がない。(②)
- ・ 基金の事業は政府管掌の厚生年金保険事業の一部を代行することから、行政事務に属することは明らかであり、公共団体たる性質を有する。したがって、基金の業務執行機関である理事長及び常務理事が、その職務として解散に向けて積極的に行動することは、国家賠償法にいう公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行う行為と言える。(③)
- ・ 仮に解散を促さなかったことが被告の故意又は過失による違法な行為であっても、公務員とみなされる被告個人は、原告に対してその責任を負わないと介すべきである。(④)
- ・ したがって、解散を促さなかったことが不法行為に該当するかどうかを論じるまでもなく、損害賠償を請求することはできない。(②⑤)